

# 第10次富山県職業能力開発計画 実施状況（概要）

## 1 IoTの導入など生産性向上に向けた人材育成の強化

○富山県IoT推進コンソーシアムの設置(H29～) :IoT導入活用支援のためのワークショップを開催

	H29		H30		R1	
ワークショップ参加者	13社	16人	14社	18人	13社	15人

○スマートものづくり人材育成事業(キャリアアップコース・ものづくり監督者コース)の実施

企業内の中堅技能者として、現場改善やコスト・生産技術マネジメントスキルの習得を図る研修を実施

	H28	H29	H30	R1
キャリアアップコース受講者数	25人(2コース)	22人(2コース)	24人(2コース)	30人(2コース)

※～H28は「ものづくり人材パワーアップ研修(キャリアアップコース)」として実施

	H29	H30	R1
ものづくり監督者コース受講者数	13人	6人	9人

スマートものづくり人材育成研修



## 2 全員参加の社会の実現加速に向けた人材の育成

○女性の求職ニーズに応じた多様な職業訓練の実施

・施設内訓練(離職者向け)

ものづくり分野で、女性も受講しやすい「金属ものづくり基礎科」を設定するとともに、簿記・会計、販売実務、介護等の訓練を実施

・委託訓練(離職者向け)

育児等と両立しやすい短時間訓練をOA、医療事務、調理等の分野で設定するとともに、会計事務、IT、介護等の訓練を実施

《女性受講者数》	H28	H29	H30	R1(2月末)
施設内訓練	188人	190人	152人	169人
委託訓練	430人	362人	265人	123人

※訓練中の託児サービスも実施  
12人(H28)⇒11人(H29)⇒16人(H30)  
⇒6人(R1)



○障害者の態様に応じた職業訓練(民間委託訓練)

	H28	H29	H30	R1(2月末)
知識・技能習得コース(集合訓練)	15人(2コース)	11人(2コース)	13人(2コース)	13人(2コース)
実践能力習得コース(個別訓練)	0人(0コース)	6人(6コース)	5人(5コース)	6人(6コース)
特別支援学校早期訓練コース(個別訓練)	7人(5コース)	6人(5コース)	7人(7コース)	4人(4コース)

### 3 ものづくり産業の発展を支える人材の育成

#### ○高度技能人材育成研修の実施

「とやまの名匠」等の熟練技能者によるCNC旋盤等の高度技能習得を図る実技研修を実施

	H28	H29	H30	R1
受講者数	27人(8コース)	27人(7コース)	22人(8コース)	20人(3コース)

#### ○オーダーメイド型在職者訓練の実施

個々の企業の要望に応じて、日程、カリキュラム等の調整を行うオーダーメイド型の職業訓練を実施

	H28	H29	H30	R1(3月末)
受講者数	255人	225人	133人	182人

### 4 地域の担い手となる人材の育成 ～介護、建設など～

#### ○地域創生人材育成事業において雇成型訓練を実施（H27～H29）

求人ニーズの高い「介護」・「保育」・「建設」の分野で雇成型訓練を実施

雇成型訓練修了後に就職につながった人数	H27	H28	H29
富山型デイサービス施設人材確保育成事業	※0人	5人	2人
介護従事者確保育成事業	※0人	10人	1人
特定地域における介護人材確保育成事業	10人	9人	3人
特別保育充実促進事業	4人	14人	0人
若者・女性建設人材育成事業	—	7人	6人

※は、訓練終了が翌年度のため0人

若者・女性建設人材育成事業はH28～（H28は建設人材確保育成事業）

### 5 新たな時代に対応した人材の育成 ～観光など～

#### ○観光ビジネス人材育成支援訓練コース（民間委託訓練）の実施

北陸新幹線の開業により雇用拡大が期待される観光ニーズに対応した訓練コースを設置

	H27	H28	H29	H30	R1
観光サービス科 入校者数	18人	—	—	—	—
観光サービス・プランニング科 入校者数	—	29人	24人	中止	中止

## 6 職業能力開発の推進体制の整備

### ○キャリア・コンサルタントの配置等の体制の強化

技術専門学院に「キャリア形成支援室」を設置

	H28	H29	H30	R1(2月末)
就職支援講座開催回数	34回	32回	31回	28回
キャリア・コンサルティング実施回数	443回	376回	430回	186回



キャリアコンサルティング

### ○職業能力開発推進者講習会の実施（～H29）

県職業能力開発協会における職業能力開発推進者の資質向上を図る講習会の実施

	H27	H28	H29
受講者数	87人	95人	58人

- ◆職業能力開発推進者：職業能力開発促進法第12条により、従業員100人を超える事業所に配置（努力義務）  
H30現在、選任数2,052人（うち100人を超える事業所282人）